○美祢あきない活性化応援事業補助金交付要綱

美祢あきない活性化応援事業補助金交付要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、市内での創業・継業を促進し市内商業の振興及び活性化を図るため、 美祢市商工会(以下「商工会」という。)が、美祢あきない活性化応援事業補助金を交付す ることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 創業 個人又は法人が新たに事業を開始すること。
 - (2) 継業 個人又は法人が事業承継すること。
 - (3) 補助対象産業 統計法 (平成 19 年法律第 53 号) 第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める産業のうち別表 1 に掲げる産業 (商工会長が不適当と認める産業を除く。) をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる 要件を全て満たしている事業者をいう。
 - (1) 市内に主たる事業所を有する者又は本事業により市内に主たる事業所を開設しようとする者
 - (2) 創業又は継業しようとする者で、市内において補助対象産業を開業する者。または、 創業又は継業してから1年以内の事業者で、市内において補助対象産業を開業した者
 - (3) 補助金交付後1年以上事業を継続すること
 - (4) この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと
 - (5) 店舗等の改修に伴い改修費補助を受ける場合、その改修等について所有者から事前に 承諾を得ていること
 - (6) 申請時において住所地における市税の滞納がないこと。ただし、納税について分納計 画中であるものは滞納がないものとみなす
 - (7) 補助対象者又は同居する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
 - (8) 商工業に関する地域の団体活動等に積極的に参加並びに協力する意思がある者
 - (9) その他商工会長が特に必要と認める者

(補助金の対象経費等)

- 第4条 商工会は、毎年度、市の予算の範囲内で補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の区分、補助対象経費、補助率、補助額及び補助要件は、別表 2 に掲げるとおり とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ美祢あきない活性化応援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)と次の各号に掲げる書類を添

えて商工会長に提出しなければならない。

- (1) 工事設計書又は工事着工前の状況を示す写真等(改修費補助の場合に限る。)
- (2) 工事見積書(改修費補助の場合に限る。)
- (3) 住所地の市税の滞納がない証明書
- (4) 個人は住民票の写し(謄本)(続柄の記載されたもの)、法人は会社の謄本及び代表者の住民票の写し(謄本)(続柄の記載されたもの)
- (5) 位置区
- (6) 申請時において、創業又は継業してから1年以内の事業者については開業届等の事業を開始したことが証明できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、商工会長が特に必要と認める書類 (交付の決定)
- 第6条 商工会長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認めるときは、美祢あきない活性化応援事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。
- 2 商工会長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要に応じて条件を付すことができる。
- 3 商工会長は、審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めるときは美祢あきない 活性化応援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請を行った補助 対象者に通知するものとする。

(事業変更の承認等)

- 第7条 補助対象者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、事業計画の変更をしようとするときは、美祢あきない活性化応援事業補助金変更承認申請書(別記様式第4号)を商工会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 商工会長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の 上、事業計画の変更が適当と認めるときは、美祢あきない活性化応援事業補助金変更承認 決定通知書(別記様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 補助対象者は、事業を完了したときは、美祢あきない活性化応援事業補助金実績報告書(別記様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて商工会長に提出しなければならない。また、実績報告の期限は申請者が交付決定を受けた年度の毎年3月1日までとし、以降の実績報告については受理しないものとする。
 - (1) 補助対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し
 - (2) 工事完成写真等(改修費補助の場合に限る。)
 - (3) 申請時において、創業又は継業していなかった者については開業届等の事業を開始したことが証明できる書類の写し
 - (4) 改修費補助及び創業支援補助において、3分の2の補助率を適用した事業者について は美祢市の個人は住民票の写し(謄本)(続柄の記載されたもの)、法人は代表者の住民 票の写し(謄本)(続柄の記載されたもの)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、商工会長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 商工会長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて検査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、 美祢あきない活性化応援事業補助金確定通知書(別記様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助対象者は、前条の規定による通知後、美祢あきない活性化応援事業補助金交付 請求書(別記様式第8号)により補助金を請求するものとする。

(報告及び検査等)

第11条 商工会長は、必要に応じて、補助対象者に対し報告を求め、若しくは当該補助事業 の施行に関し必要な指示又は帳簿その他の関係書類の検査をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第12条 商工会長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決 定の全部または一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することについて不適当であると認められるとき。
- 2 商工会長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を 定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、商工会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の美祢あきない活性化応援事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

(元気みね未来創造事業補助金交付要綱の廃止)

3 元気みね未来創造事業補助金交付要綱は、廃止する。

(移住創業等支援事業補助金交付要綱の廃止)

4 移住創業等支援事業補助金交付要綱は、廃止する。

別表1(第2条関係)

	大分類 大分類		 中分類		
G	情報通信業	38 放i		382	
		-	ニ <u>ホーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</u>	391	
		7 1 10		392	
		40 イ 業	ンターネット附属サービス		インターネット附随サービス業
			象・音声・文字情報制作業	411	
				412	音声情報制作業
				413	新聞業(政治団体及び宗教団体が行
					うものを除く。)
				414	出版業
				415	広告制作業
				416	映像・音声・文字情報制作に附帯す
				るサ	ービス業
I	卸売業、小売業	56 各和	重商品小売業	561	百貨店・総合スーパー
				569	その他の各種商品小売業(従業者が
					時 50 人未満のもの)
		57 織物	勿・衣服・身の回り品小売業	571	
				572	男子服小売業
				573	婦人・子供服小売業
				574	靴・履物小売業
				579	その他の織物・衣服・身の回り品小
					業
		58 飲1	食料品小売業	581	
				582	野菜・果実小売業
				583	食肉小売業
				584	鮮魚小売業
				585	酒小売業
				586	菓子・パン小売業
				589	その他の飲食料品小売業
		59 機材	戒器具小売業	591	自動車小売業
				592	自転車小売業
				593 除	機械器具小売業(自動車、自転車を <<)
		60 その	の他の小売業	601	家具・建具・畳小売業
				602	じゅう器小売業
				603	医薬品・化粧品小売業
				604	
				606	
				""	日4日 ノングリノハ・リ プログ

		607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・		
		楽器小売業		
		608 写真機・時計・眼鏡小売業		
		609 他に分類されない小売業		
K 不動産業・物品	70 物品賃貸業	705 スポーツ・娯楽用品賃貸業		
賃貸業		709 その他の物品賃貸業		
L 学術研究・専門・	72 専門サービス業(他に分類され	721 法律事務所、特許事務所		
技術サービス業	ないもの)	722 公証人役場、司法書士事務所、土地		
		家屋調査士事務所		
		723 行政書士事務所		
		724 公認会計士事務所、税理士事務所		
		725 社会保険労務士事務所		
		726 デザイン業		
		727 著述・芸術家業		
		728 経営コンサルタント業、純粋持株会		
		社		
		729 その他の専門サービス業		
	73 広告業	731 広告業		
	74 技術サービス業(他に分類され	741 獣医業		
	ないもの)	742 土木建築サービス業		
		743 機械設計業		
		744 商品・非破壊検査業		
		745 計量証明業		
		746 写真業		
		749 その他の技術サービス業		
M 宿泊業、飲食サー	75 宿泊業	752 簡易宿所		
ビス業	76 飲食店	761 食堂、レストラン(専門料理店を除		
		<)		
		762 専門料理店		
		763 そば・うどん店		
		764 すし店		
		765 酒場・ビアホール		
		767 喫茶店		
		769 その他の飲食店		
	77 持ち帰り・配達飲食	771 持ち帰り飲食サービス業		
	サービス業	772 配達飲食サービス業		
N 生活関連サービ	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業		
ス業、娯楽業		782 理容業		
		783 美容業		
I	I			

			784	一般公衆浴場業
			785	その他の公衆浴場業
			789	その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業	791	旅行業
			793	衣服裁縫修理業
			799	他に分類されない生活関連サービス
			業	
O 教育、学習支援業	82	その他の教育、学習支援業	823	学習塾
			824	教養・技能教授業
			829	他に分類されない教育・学習支援
P 医療、福祉	83	医療業	835	療術業
R サービス業(他に	91	職業紹介・労働者派遣業	911	職業紹介業
分類されないもの)			912	労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業	921	速記・ワープロ入力・複写業
			922	建物サービス業
			923	警備業
			929	他に分類されない事業サービス業

別表2(第4条関係)

区 分	補助対象経費	補助率及び補助額	補助要件
改修費補助	店舗等改修に伴う工事請負費	補助率 補助対象経費の合計額の2分の1と する ※補助事業完了までに本市へ移住 し創業又は継業される場合は、3分 の2とする 補助額 補助対象経費の合計額に各補助率 を乗じた額(ただし、算定した額に 1,000 円未満に端数が生じたとき は、これを切り捨てる。) なお、補助限度額は1補助対象者に つき、1,000,000円とする	工事施工者 は、市内に事 業所を有す るものに限
創業支援補助	1 謝金 (専門家等に対するもの) 2 旅費 (専門家等の派遣を含む) 3 消耗品費 4 広報費 (デザイン料等) 5 備品購入費 (車両等は除く) 6 委託料 7 マーケティング調査費 8 創業に必要な官公庁等への申請 書類作成等に係る経費 その他商工会長が必要と認めた経費	補助率 補助対象経費の合計額の2分の1と する ※補助事業完了までに本市へ移住 し創業又は継業される場合は、3分 の2とする 補助額 補助対象経費の合計額に各補助率 を乗じた額(ただし、算定した額に 1,000 円未満に端数が生じたとき は、これを切り捨てる。) なお、補助限度額は1補助対象者に つき、300,000 円とする	